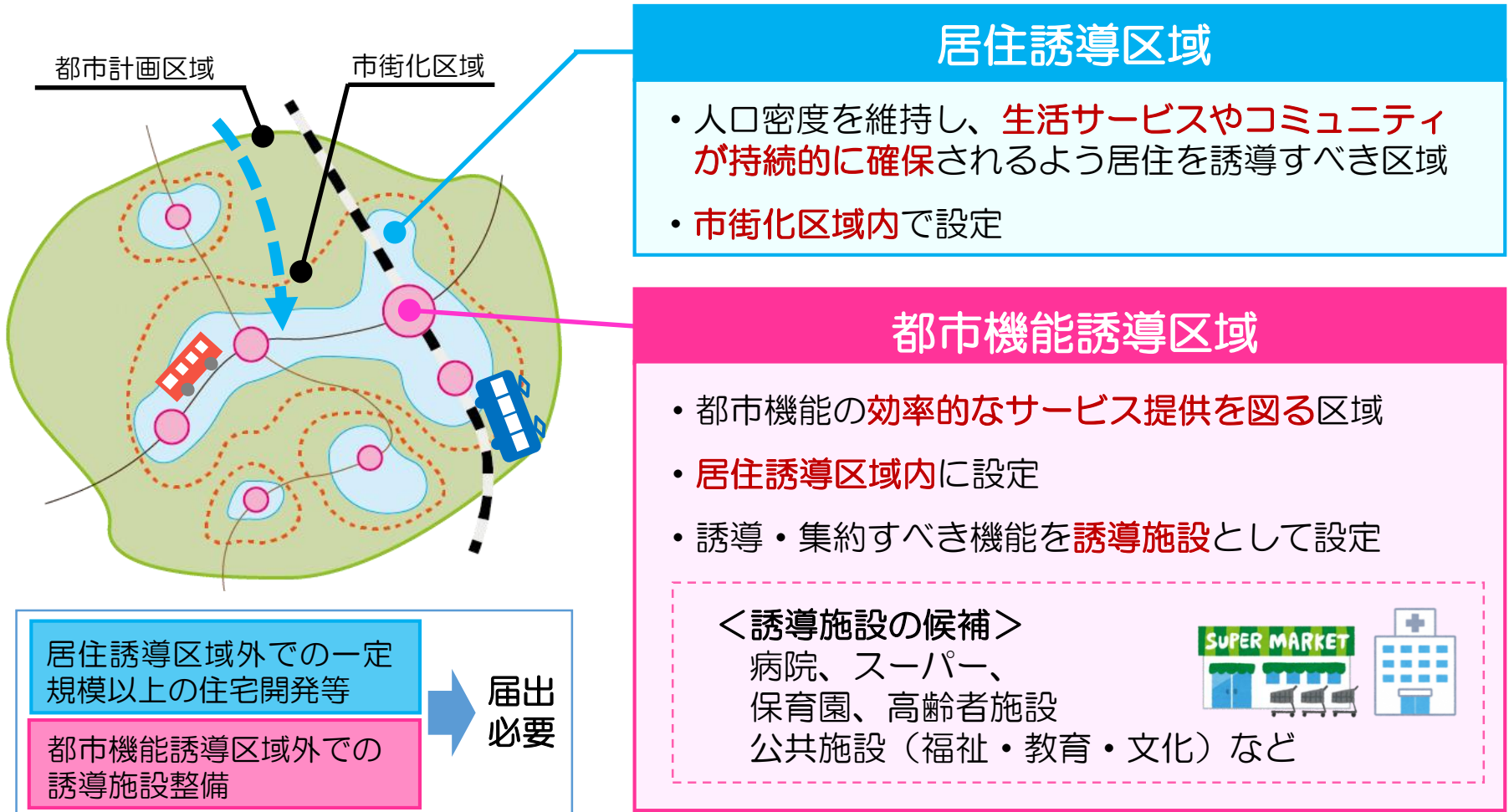


立地適正化計画について

(1) 制度概要 ～居住誘導区域、都市機能誘導区域～

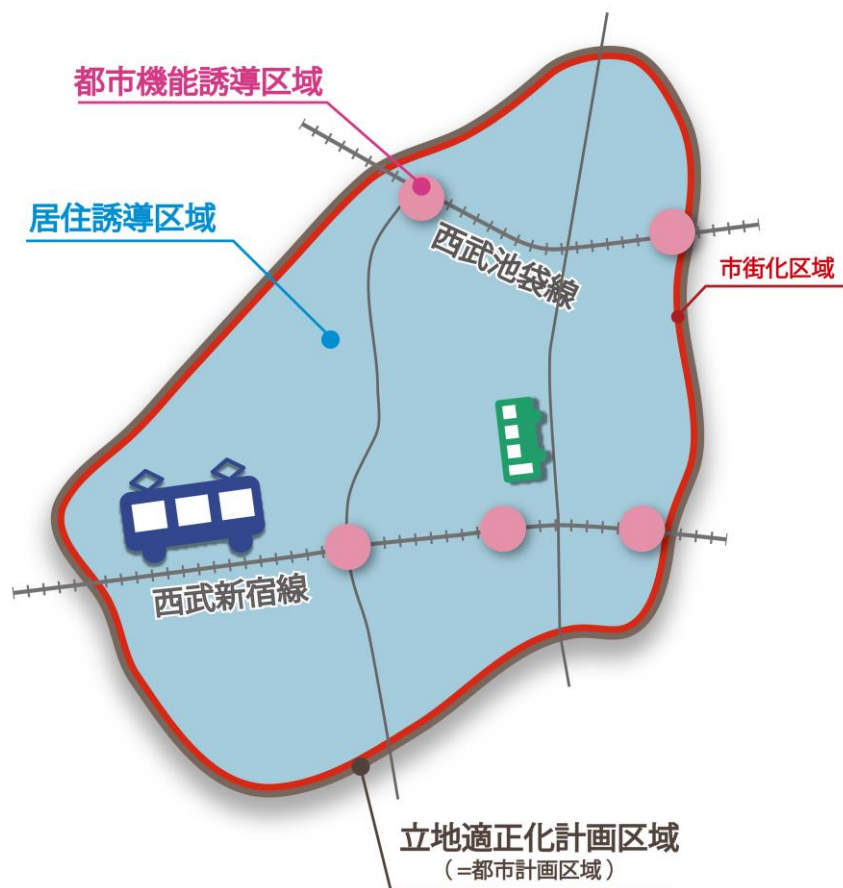
立地適正化計画の中では居住誘導区域、都市機能誘導区域の2つの区域を設定



立地適正化計画について

（２）西東京市における居住誘導区域、都市機能誘導区域

※令和３年度は、都市構造上の課題分析を行ってまいりました。今後、課題解決のためのまちづくりの方針や誘導方針を検討したうえで、具体的な区域を設定します。



居住誘導区域（検討イメージ）

- 法令で居住誘導区域に定めないこととされている区域を除外（土砂災害特別警戒区域等）
- その他、内水氾濫等の災害リスクの検証等を踏まえ、居住誘導区域の妥当性についても検討

都市機能誘導区域（検討イメージ）

- 西武線５駅の駅拠点を中心に一定範囲の徒歩圏を設定し、誘導区域を検討
- その他、都市機能の集積状況を踏まえ、身近な生活拠点も検討（予定）

<誘導施設の検討>

（例）商業施設や公共施設（子育て施設や文化施設）等

立地適正化計画について

(3) ～防災指針～

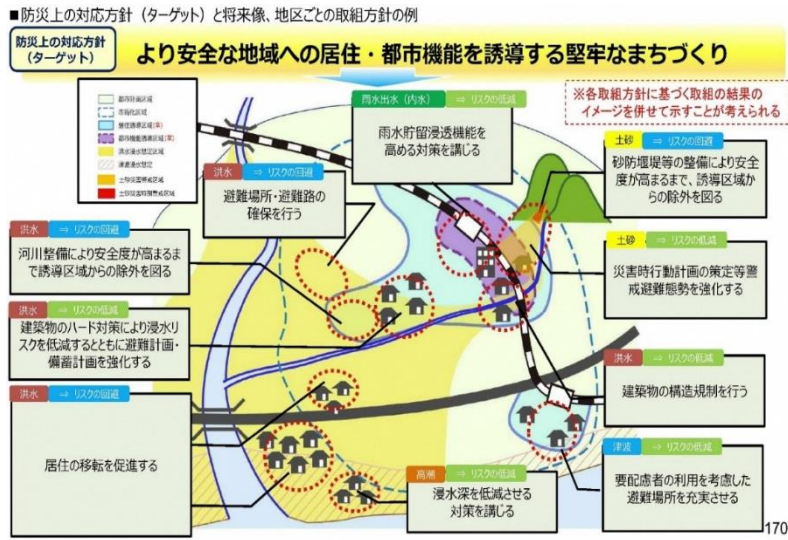
- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年9月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、立地適正化計画の強化（災害レッドゾーンの原則除外、防災指針の作成）
- 「防災指針」とは居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる防災対策等を定めるもの

防災指針の内容

- 災害ハザード情報の収集・整理
- 災害リスクの高い地域の抽出、定量的評価
- 防災上の課題整理
- 防災まちづくりの将来像、
取組方針の検討
- 具体的な取組、スケジュールの検討
- 目標値の検討

防災まちづくりの将来像、取組方針イメージ

（立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）より）



- 「防災指針」と防災関連計画

防災指針

整合

防災関連計画

西東京市国土強靱化地域計画

西東京市地域防災計画